

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	犬山市公共駐車場管理業務委託	
契 約 内 容	駐車場消耗品の管理、清掃、来場者への対応等の業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	874,650円 時間外については契約金額の1時間あたりの金額に、延長業務実施時間を乗じた金額	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保、拡充のため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	犬山市役所分庁舎管理業務委託	
契 約 内 容	建物、駐車場及び利用予約の管理に関する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	937,860円 時間外については契約金額の1時間あたりの金額に、延長業務実施時間を乗じた金額	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保、拡充のため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	犬山市家具等転倒防止器具取付事業委託	
契 約 内 容	申請者宅の調査、器具の取付施工業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	(1)調査費 1件につき1,296円（税込）(2)施工費 家具1組につき999円（税込） (3)器具購入費 実費精算	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市内に所在し、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に定めるシルバー人材センターで、過去の実績からも業務を遂行する能力を十分に有していると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	犬山市自転車等駐車場管理業務	
契 約 内 容	市内 17 箇所の自転車等駐車場における放置自転車等の撤去及び富岡高架下の一時保管場所の草刈作業等についての委託業務	
契 約 期 間	平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
契 約 締 結 日	平成 29 年 5 月 1 日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	70,000 円～100,000 円程度 (放置自転車撤去作業時間や草刈回数等による)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 24 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市内に所在し、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条に定めるシルバー人材センターで、過去の実績からも業務を遂行する能力を十分に有していると考えられるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 福祉課	
件 名	福祉会館受付等業務委託	
契 約 内 容	(1) 福祉会館の受付（事務・案内）に関する業務(2) 福祉会館の利用調整に関する業務(3) 福祉会館会議室備品等の管理に関する業務(4) 福祉会館の駐車場管理（看板・コーン設置等・違法駐車対応）に関する業務(5) 福祉会館の電気（蛍光灯等）設備の管理に関する業務(6) 日常検針(重油等)等に関する業務(7) 福祉会館の軽微な修繕に関する業務(8) 上記(1)から(7)までの統括に関する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	6,233,351円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により設置され、高齢者の豊かな経験と能力を生かし、社会参加を通じて自らの生きがいの充実や、共働・共助による高齢者の就業と福祉の増進を促し、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とした公益法人である。 以上のように営利を目的とした組織ではないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能であるため、同団体への随意契約を実施している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者あんしんコール業務委託契約	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者に電話をかけることで日々の安否確認を行う業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	998,516円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者活動センター管理業務委託契約	
契 約 内 容	高齢者活動センターの利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	2,176,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課（犬山市養護老人ホーム）	
件 名	宿直業務委託	
契 約 内 容	午後 5 時 4 5 分から翌日午前 9 時まで施設管理と入所者のみまもり支援	
契 約 期 間	平成 2 8 年 6 月 1 日～平 2 9 年 5 月 3 1 日	
契 約 締 結 日	平成 2 8 年 6 月 1 日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	3,873,574円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のための対応策の一環	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課（犬山市養護老人ホーム）

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人憩の家管理業務委託契約	
契 約 内 容	老人憩の家の利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	6,263,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人福祉センター管理業務委託契約	
契 約 内 容	老人福祉センターの利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	3,571,840円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	犬山市さくら工房施設管理業務	
契 約 内 容	犬山市さくら工房の受付業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,242,762円 実績に応じて精算	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	犬山市民健康館施設管理業務	
契 約 内 容	犬山市民健康館の総合受付及び入浴受付業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	8,378,721円 実績に応じて精算	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	空きびん選別等業務	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された空きびんの再生処理に係る種類別の選別及び粉碎業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人まみずの里(きりり作業所)	
契 約 金 額	2,901,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	障害者支援施設を通した就労支援策を推進するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	学校環境整備業務委託	
契 約 内 容	校内及び外周の除草・清掃、低樹木及び植え込みの剪定、校内施設及び器具の点検・整理・簡易な修理に関する業務	
契 約 期 間	平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日	
契 約 締 結 日	平成２９年４月１日	
契 約 相 手 方	公益社団法人 犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	6,865,344円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項	
	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
	第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市公民館管理業務	
契 約 内 容	建物・機械設備、備品及び消耗品の管理、施設・敷地内の清掃整備、手作業による除草、公民館利用者の管理・指導、公民館利用許可申請書等の受付事務及び公民館利用許可書の交付、公民館使用料の徴収管理、管理日誌への記録、公民館利用状況及び会員就業状況の報告、電気・ガス・水道使用量の把握及び報告、改正フロン法による空調機点検及び点検表の作成。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	4,299,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターにあたる、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが業務を提供できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	栗栖芝生広場等維持管理業務	
契 約 内 容	栗栖芝生広場及びキャンプ場の芝刈り、芝の補修、雑草の除草などを行う。 また、エナジーサポート株式会社グラウンドの芝刈り、除草も行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,688,470円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターにあたる、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが業務を提供できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市学習等供用施設管理業務	
契 約 内 容	建物・機械設備、備品及び消耗品の管理、施設・敷地内の清掃整備、手作業による除草、学習等供用施設（以下「学供施設」という）利用者の管理・指導、学供施設の利用許可申請書等の受付事務及び学供施設利用許可書の交付、管理日誌への記録、学供施設利用状況及会員就業状況の報告、電気・ガス・水道使用量の把握及び報告、改正フロン法による空調機点検及び点検表の作成。	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	13,979,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターにあたる、公益社団法人犬山市シルバー人材センターが業務を提供できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課	
件 名	犬山市文化史料館管理業務委託	
契 約 内 容	業務時間：午前9時から午後5時（内、休憩時間1時間は除く） 業務内容：観覧者の受付及び料金回収、観覧者の管理・指導、施設の管理・清掃、施設の解錠、施錠、帳簿の記入	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	2,459,520円 通常勤務：45人/月*12ヶ月*640円*7時間+年始勤務：2人*3日*960円*7時間	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者は高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定される団体であり、高齢者に就業の機会を与えることで経済的及び社会の発展に寄与することができる。 また、犬山市の公共契約単価により一般業者より安価で業務委託できるため。（愛知県の最低賃金845円で委託金額を算出した場合：委託額3,247,335円）	
その他特記事項	実績が数量を下回った場合、年度終了後委託料の精算を行う。	

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課